

役員退任後における本機関の中立性確保について

(案)

本機関理事である遠藤久仁から、2019年6月30日をもって本機関の理事を辞任したい旨の届出を受けた。同氏は、退任後、株式会社NTTファシリティーズ総合研究所の取締役就任予定であるが、当該法人は添付資料1、2のとおり電気事業及び電気事業に密接に関連する事業を行っていないことから、定款第34条第4項に定める本機関の中立性が確保されると判断できる。ついては、本内容についてご確認いただきたい。

添付資料1：現在事項全部証明書（写し）

添付資料2：当該法人の主な事業概要（ウェブページより）

<参考>

定款

（役員の兼職禁止等）

第34条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。但し、経済産業大臣の承認を受けた時は、この限りでない。

2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。

3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。

4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。

5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければならない。

6 役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。